

事 務 連 絡
令 和 2 年 12 月 22 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その 9）

令和 2 年 7 月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和 2 年 10 月 28 日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和 2 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和3年2月末までの介護サービス分

なお、令和3年1月1日からの介護サービスについては、1（1）の市町村から交付された利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口で利用料の支払いを免除すること。

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1（2）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1（1）の市町村であることを確認するとともに、当該者の1（2）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村（令和2年11月以降）

	都道府県	市町村
1	山形県	山形市
2		鶴岡市
3		寒河江市
4		上山市
5		村山市
6		天童市
7		東根市
8		東村山郡山辺町
9		東村山郡中山町
10		西村山郡河北町
11		西村山郡朝日町
12		西村山郡大江町
13		北村山郡大石田町
14		最上郡大蔵村
15		西置賜郡白鷹町
16		西置賜郡飯豊町
17	長野県	松本市
18		上伊那郡宮田村
19	岐阜県	高山市
20		恵那市
21		下呂市
22	島根県	江津市

23	福岡県	大牟田市
24		八女市
25		みやま市
26		久留米市
27	佐賀県	杵藤地区広域市町村圏組合（鹿島市）
28	熊本県	八代市
29		人吉市
30		水俣市
31		上天草市
32		天草市
33		葦北郡芦北町
34		葦北郡津奈木町
35		球磨郡錦町
36		球磨郡多良木町
37		球磨郡湯前町
38		球磨郡水上村
39		球磨郡相良村
40		球磨郡五木村
41		球磨郡山江村
42		球磨郡球磨村
43		球磨郡あさぎり町
44		荒尾市
45		玉名市
46		山鹿市
47		菊池市

48		玉名郡玉東町
49		玉名郡南関町
50		玉名郡長洲町
51		玉名郡和水町
52		阿蘇郡南小国町
53		阿蘇郡小国町
54	大分県	日田市
55		由布市
56		玖珠郡九重町
57		玖珠郡玖珠町
58	鹿児島県	伊佐市
59		鹿屋市
60		曾於市
61		志布志市
62		垂水市
63		薩摩川内市
64		曾於郡大崎町